

身体的拘束最小化に関する基本方針（表明）

1 基本理念

当院は、患者さんの皆様の人権と尊厳を尊重し、安全かつ質の高いケアの提供に努めます。身体的拘束は、利用者の身体を自由を奪い、QOL（生活の質）を著しく低下させる可能性があるため、原則としてこれを行いません。

2 身体的拘束ゼロに向けた方針

私たちは「身体拘束を行わない身体拘束ゼロケア」を目指し、日々のケアを通じて以下のことに取り組みます。

（1）尊厳の尊重

患者さんの主体性を重んじ、言葉かけや丁寧なコミュニケーションに努めます。

（2）個別ケアの充実

起きる、食べる、排泄する、清潔にするなどの基本的ケアを徹底し、拘束を必要としない療養環境を整えます。

3 緊急やむを得ない場合の例外的な対応

患者さんまたは他の患者さん等の生命・身体を守るため、身体的拘束を行わざるを得ない「緊急やむを得ない場合」は、以下の3要件を全て満たし、かつ所定の手続きを経た場合に限り、最小限の範囲で実施します。

（1）切迫性

本人又は他者の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。

（2）非代替性

身体的拘束やその他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合。

（3）一時性

身体的拘束やその他の行動制限が一時的なものである場合。

4 手続きとご家族への説明

上記により身体的拘束を実施する場合は、医師の指示に基づき多職種で個々に応じた適切な対応の検討を行います。事前に理由、方法、期間、解除の目処などを詳細にご家族（代理人）に説明し、十分な理解と同意を得た上で実施し、その記録を適切に保管します。

5 委員会および研修の実施

身体的拘束の最小化および早期解除を推進するため、身体拘束最小化委員会を定期的開催し、全職員を対象とした教育・研修を継続的に実施します。

身体的拘束最小化のための当院の取り組み

1 身体拘束を行う場合の対応

患者の生命または身体を保護するための措置として、やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、「身体拘束に関する基準」に準じ、以下の手順に従って実施する。

- (1) やむを得ず身体拘束をせざるを得ない状態かどうか、医師と看護師を含む多職種によるカンファレンスで検討する。必要と認めた場合、医師は身体拘束の指示をする。
- (2) 医師は同意書を作成し、患者・家族等に説明して身体拘束開始の同意を得る。
ただし、直ちに身体拘束を要する切迫した状況で、事前に同意を得ることが困難な場合は、身体拘束開始後直ちに家族等に説明して同意を得る。
身体拘束中は拘束の様子および時間、その際の患者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を診療記録に記載する。
- (3) 患者・家族等の同意を得られない場合は、身体拘束をしないことで起こり得る不利益や危険性を説明し、診療録に記載する。
- (4) 身体拘束中は、毎日、身体拘束の早期解除に向けて、医師と看護師を含む多職種によるカンファレンスを実施する。カンファレンスでは身体拘束を行う三要件を踏まえ、継続の必要性を評価する。
- (5) 医師はカンファレンスの内容を踏まえて身体拘束の継続または解除の有無を指示する。
- (6) 身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

2 身体拘束の実施、解除に向けた活動

患者が身体拘束をやむを得ず行う場合は、患者の病状および全身状態の安定を図ることが第一優先となる。そのため、多職種（医師、看護師、薬剤師、リハビリ療法士、管理栄養士等）によるカンファレンスを定期的に行い、各職種は各々の役割を意識して患者の治療、ケアにあたり早期解除に繋げる。

3 身体的拘束最小化のための職員教育

医療・ケアに携わる職員に対して、身体拘束最小化のための研修を実施する。